

# 公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団

## 芸術・文化共催事業取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団（以下「財団」という。）定款第4条第1項第1号（市民の芸術・文化の振興に関する事業）に規定する目的に合致すると認められる事業に対し、財団が共催する場合の基準その他必要な事項を定めるものとする。

### (基準)

第2条 財団が共催する事業は、次のとおりとする。

- (1) 前条の趣旨に沿い、かつ、公益性があり、広く一般に公開されるものであること。
- (2) 原則として適正な入場料であること。
- (3) 原則として、八王子市民会館、八王子市芸術文化会館、八王子市南大沢文化会館及び八王子市学園都市センターのホール又は展示室のいずれかを使用する事業であること。
- (4) 会場が確保されていること。（原則、施設利用料が入金済であること。）
- (5) 原則として、主催団体は申請時前の過去1年間において、公立文化施設のホール又は展示室で主催した実績を有すること。
- (6) 前各号に規定するものの他、理事長が特に適当と認めるもの。

2 次の各号のいずれかに該当する事業は、共催を承認しないこととする。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的に行うもの。
- (2) 目的、意図及び活動内容等が不明なもの。
- (3) 市民に迷惑を及ぼし、又は風俗を乱す恐れのあるもの。
- (4) 対象者が著しく限定されると認められるもの。
- (5) 財団の品位を損なう恐れがあると認められるもの。
- (6) 前各号に規定するものの他、理事長が不適当と認めるもの。

### (申請)

第3条 主催者が共催事業の申請をするときは、共催事業承認申請書（第1号様式）を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、事業内容等を添付しなければならない。

3 申請の締切は、原則として情報紙掲載月の3ヶ月前にあたる月の20日とする。

4 第1項の共催事業承認申請書の受付窓口は、当該事業を実施する会場とする。

ただし、八王子市民会館及び八王子市芸術文化会館、八王子市学園都市センターで実施する事業については、芸術文化振興課を受付窓口とする。

### (承認又は不承認の決定)

第4条 理事長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、その結果を共催事業承認通知書（第2号様式）又は共催事業不承認通知書（第3号様式）により申請書受理後1ヶ月以内に主催者に通知するものとする。

(業 務)

第5条 財団は、共催で行う事業に対し、次の業務を行うことができるものとする。

- (1) 財団情報紙及びホームページ、SNSによる宣伝（財団情報紙への掲載は初回無料）
- (2) 財団が管理する施設内へのポスター・チラシの掲出
- (3) 財団の主催事業時のチラシの配付
- (4) 八王子市民会館及び市内公共施設等へのポスター・チラシ掲出の依頼
- (5) チケットの受託販売
- (6) 財団チケット管理システムによるチケットの発券
- (7) 各館長が、市民等の通常予約の妨げにならない範囲で、かつ先駆的事业や興行など財団の文化芸術事業計画に沿うと認められる事業の先行予約
- (8) その他、理事長が特に認める業務

2 前項各号に規定するもの以外は、主催者の業務及び負担とする。

(手数料)

第6条 共催事業にかかわる手数料は、次のとおりとする。

- (1) 共催手数料・事務手数料

承認事業については、施設の別及び公演数によらず1事業につき下記の共催手数料・事務手数料を事業の承認後速やかに徴するものとする。

	共催手数料	事務手数料
共催（興行）	17,000円	2,000円
市民共催	5,000円	2,000円

また発売後の公演が延期になった場合で、その延期公演のチケットを販売する場合、事務手数料は再度徴するものとする。

- (2) システム登録料

承認事業については、1公演ごとに下記のシステム登録料を事業の承認後速やかに徴するものとする。

	システム登録料
共催（興行）	1,000円
市民共催	1,000円

また発売後の公演が延期になった場合で、その延期公演のチケットを販売する場合、システム登録料は再度徴するものとする。

- (3) チケット受託販売手数料

前条第1項第5号のチケット受託販売における受託枚数は、座席数又は延べ入場者数の概ね10%以上とし、受託販売手数料は、売上金の10%とする。

- (4) チケット発券手数料

前条第1項第6号のチケット発券におけるチケットの発券手数料は印刷枚数1枚につき10円とする。ただし、発券枚数は、施設の定員を限度とする。

- (5) チケット払い戻し手数料

チケットの払い戻しについては、1枚につき手数料としてチケット価格の5%、ただし300円を上限として徴する。

なお、払い戻しが発生した場合、本条第1項第3号のチケット受託販売手数料および、本条第1項第4号のチケット発券手数料についても販売の実績に基づき徴する。

(チケット売上金の精算及び手数料の徴収)

第7条 財団が受託したチケットの売上金の精算及び手数料の徴収については、精算報告書に基づき、次のとおり精算する。

- (1) 前条第3号のチケット受託販売手数料及び同条第4号のチケット発券手数料、同条第5号のチケット払い戻し手数料は、売上金と相殺し精算するものとする。
- (2) 前条の規定により精算する場合において、売上金がチケット発券手数料額に満たないときは、チケット販売実績報告後速やかに当該手数料を徴するものとする

(条件)

第8条 理事長は、第4条に規定する承認決定をするときは、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業の宣伝等に当たっては財団の共催を受けていることを表記すること。
- (2) その他、理事長が必要と認める事項。

(事業内容の変更の申請)

第9条 主催者は、承認を受けた事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ、共催事業内容変更承認申請書(第4号様式)により理事長の承認を受けなければならない。

(事業内容の変更の承認又は不承認の決定)

第10条 理事長は、前条の申請を受理したときは、その結果を共催事業内容変更承認通知書(第5号様式)又は共催事業内容変更不承認通知書(第6号様式)により速やかに主催者に通知するものとする。

(事業中止の申請)

第11条 主催者は、承認を受けた事業を中止しようとするときは、あらかじめ、共催事業中止承認申請書(第7号様式)により理事長の承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による申請を受理したときは、これを審査し、中止の承認を決定したときは、共催事業中止承認通知書(第8号様式)により直ちに主催者に通知するものとする。
- 3 理事長は、主催者および財団の責によらない地震・火災・感染症の発生等の不可抗力により事業を変更または中止することができる。
- 4 理事長は、前項の変更や中止を決定するときは、速やかに主催者に協議・通知するものとする。

(決定の取消)

第12条 理事長は、主催者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条及び第10条に規定する承認決定を取り消すこととし、共催事業承認取消通知書(第9号様式)により直ちに主催者に通知するものとする。この場合において、第6条に規定する共催手数料・事務手数料は、返還しない。また、取り消しに伴う損失補償及び損害賠償の責任は負わないものとする。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 第8条に規定する条件に違反したとき。
- (3) 事業の目的を逸脱したとき。
- (4) 市民に著しく迷惑を及ぼすと見込まれるとき又は及ぼしたとき。
- (5) その他この要綱に反したとき。

(実績報告)

第13条 主催者は、事業終了後3ヶ月以内に共催事業実績報告書（第10号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 事業実施日が1月4日以降となる事業にあつては、直近の3月31日までに提出しなければならない。

(損害賠償)

第14条 主催者は、事業実施に伴い財団等に損害を与えたときは全ての損害賠償責任を負うものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月20日から施行する。